

大阪狭山市立小中学校におけるスマートフォン等の取扱いに関するガイドライン

- 個人所有のスマートフォン・タブレット端末等の情報機器(以下、スマホ等)は、その持込みを「原則禁止」とします。(授業等で活用しているタブレット端末を除く)
- 特別の理由により、児童生徒にスマホ等を持たせることを希望される場合は、以下のことをご家庭で確認したうえで、学校に相談し、「**学校がスマホ等の持込みを認める場合**」は、学校から「同意確認書」を受け取り、提出してください。

【登下校中や学校でのスマホ等の取扱いに関するルール】

- (1) スマホ等を登下校中に持つ目的は、**特別の理由等に限定**する。
- (2) 登下校中は、スマホ等の電源を切ったかばんの中に入れ、緊急の場合以外では使わない。
- (3) 登校後はスマホ等を職員室に預け、学校からの指示があるとき以外は使用しない。
- (4) 子どもがルールを守らず、無断で使用した場合は、学校と保護者で協力して指導する。
- (5) スマホ等の**破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任**とする。
- (6) **保護者から直接、子どものスマホ等に連絡はしない。**



【使用に関すること】子どもと話し合い、以下を参考に、ご家庭のルールをつくってください。

1 管理及び責任について

- (1) 子どもにスマホ等をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション(以下、アプリ)等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使うスマホ等にはフィルタリングや使用制限を設定する。保護者は、日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切、また長時間の使用をさせないように、定期的にフィルタリングソフト等の設定を見直す。
- (3) スマホ等の適切な使い方や有効性、また危険性についての理解を深め、適切な使用方法について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。また、パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、速やかに警察やその他の関係機関、各種相談窓口等に相談する。(学校への共有もする。)

2 使用に当たっての注意事項について

- (1) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下、SNS)に投稿したりしない。
- (2) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
- (3) インターネット上で知り合った人とは会わない。
- (4) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- (5) SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
- (6) SNS での友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。

